供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$F_{15} = 0.022$

$F_{16} = 0.022$

$F_{17} = 0.022$

$F_{18} = 0.021$

$F_{19} = 0.021$

$F_{20} = 0.02129$

$F_{21} = 0.022$

$F_{22} = 0.021$

$F_{23} = 0.021$

$F_{24} = 0.020$

G_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$H_{15} = 0.016$

$H_{16} = 0.017$

$H_{17} = 0.017$

$H_{18} = 0.016$

$H_{19} = 0.016$

$H_{20} = 0.01597$

$H_{21} = 0.016$

$H_{22} = 0.016$

$H_{23} = 0.015$

$H_{24} = 0.015$

I_n　都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

外の事業に係るものの額に〇・〇〇八二を、平成二十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七五を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇四一を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇四八を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇七を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇八を、平成二十九年